

訪問看護（医療保険）

重要事項説明書
利用契約・同意書

様

令和 7年 月 日

訪問看護サービス（医療）重要事項説明書

当事業所は、健康保険法令に基づく訪問看護事業を行うものとして指定を受けています。当事業所の概要や、提供するサービスの内容、契約上ご注意くださいを記載したものです。

1. 訪問看護サービスの目的

●株式会社ヴィレッジ・グローバルが開設する訪問看護事業所『ファミリーナース 小田急相模原』（以下「事業所」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、健康保険法令の趣旨に基づき、利用者（以下「ご利用者」という）が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護を提供することを目的とします。

2. 運営の方針

- 事業者は、訪問看護サービスを受けるご利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該ご利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、精神・身体の特徴をふまえて全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援を行います。
- 訪問看護の実施にあたっては、ご利用者の必要なときに必要なサービスの提供ができるよう努めます。
- 訪問看護の実施にあたっては、ご利用者が関係する市町村や事業所及び地域の保健・医療・福祉サービス等、綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 当法人の概要

名称・法人種別	株式会社ヴィレッジ・グローバル
代表者名	増子 雅洋
所在地・連絡先	神奈川県相模原市南区松が枝町23-3 TEL：042-701-8751

4. 事業所の概要

事業所名	精神科訪問看護ステーション ファミリーナース 小田急相模原
所在地・連絡先	神奈川県相模原市南区松ヶ枝町23-3 TEL：042-705-2298
管理者名	高嶋 拓志
サービス提供地域	相模原市 (中央区・南区) 座間市 大和市 (つきみ野・中央林間・中央林間西・林間・南林間 鶴間・西鶴間・下鶴間) その他の地域の方は相談の上検討させていただきます。

5. 職員の体制

職種	サービス種類、業務	人員
管理者	管理業務・訪問看護	1名
看護師	訪問看護	常勤 2名 非常勤 3名
准看護師	訪問看護	常勤 0名 非常勤 0名

6. 営業日及び時間

- 営業日 月曜日から 土曜日まで
- 営業時間 9時 00分 ～ 18時 00分まで
- サービス提供時間 9時 30分 ～ 17時 30分まで
(但し、年末年始 12月30日～1月3日を除く)

7. 主となるサービス内容

●日常生活の支援

- ・食生活・活動・整容などの現状把握や、衣食住が整うための具体的な支援
- ・日常生活が維持・向上できるための支援

●精神症状の悪化を防ぐ

- ・精神症状の把握、症状安定・改善のための援助
- ・服薬、通院継続のため援助
- ・緊急時の対応、処置
- ・ご家族を含めた、症状に対する援助

●身体症状の発症や進行を防ぐ

- ・身体症状の把握や、生活習慣に関する助言・指導
- ・医療処置や点滴など輸液管理（主治医の指示がある場合のみ）
- ・機能訓練などのリハビリテーション
- ・終末期医療、死去後家族に対するグリーフケア
- ・ご家族の健康に関する支援

●対人関係に関する支援

- ・他者との関係性に関する援助
- ・コミュニケーション能力の維持・向上のための援助
- ・ご家族との関係性に関する援助

●社会資源の活用支援

- ・地域で利用できるサービスや福祉制度の利用に関する情報提供および、利用のための援助

●多職種との連携

- ・主治医や施設内外の関係職種との連携
- ・行政、地域との連携

8. 契約の開始及び終了

開始は、契約を結んだ日を基準とし、サービスを開始します。

終了は、次の項目に該当した場合に終了します。

①ご利用者及びご家族から契約解除の意思表示がなされた場合

（主治医の指示により訪問看護が継続する場合があります）

②事業者から契約解除の意志表示がなされた場合

③ご利用者が医療機関に入院または介護保険施設に入所された場合

④ご利用者をご逝去した場合

【解約権】

事業者は、ご利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、訪問看護サービスの利用目的を達することが不可能になった場合、契約を解除することができます。

9. 利用料金

- ①利用者の方からいただく利用者負担金は、健康保険および高齢者医療確保法等の法定利用料に基づく金額のとおりです。
- ②介護保険に変更の場合は、それに伴う利用料および利用者負担の変更があります。
- ③その他の保険や医療、公費負担等についてはその規程に準じます。

10. 支払い方法

前月のご利用分に関する利用者負担金を、事業者が定める翌月の期日までにお支払いいただきます。原則、コンビニ決済によるお支払いとなります。(手数料は利用者負担となります)

11. キャンセル

キャンセル料をいただく場合は、下記に基づくものとします。

・訪問日の前日までに、ご連絡頂いた場合	無料
・訪問当日にご連絡がなく、訪問したがご不在だった場合	実費にて当日利用料金の100%

ただし、病状の急変などでやむを得ない事情がある場合はキャンセル料は不要です。

キャンセル料は全額自己負担となります。

※キャンセル時の連絡先 → ファミリーナース 小田急相模原

電話番号：042-705-2298

不在の場合は留守番電話に録音をお願い致します。

12. 非常災害時の対応

地震・風雪水害などの自然災害発生、または警報などが発令された場合には、事業者から連絡なく、サービスの提供を中止する場合があります。

13. 感染症対策の強化

事業者は、当法人の感染対策委員会に属し、おおむね6月に1回以上の委員会開催された結果について周知し、感染症の予防及びまん延防止の為に指針を整備し、研修及び、訓練を定期的に実施します。

14. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 事業者は、訪問看護サービスを提供するうえで知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

② 事業者は、利用者及びその家族の有する問題や、解決すべき課題等について話し合う為のサービス担当者会議において、利用者及びその家族の個人情報を共有する為に用いることを本契約を持って同意したとみなします。

15. 契約外事項

本契約に定めない事項については、健康保険法その他の諸法令の定めるところを尊重し、ご利用者及びご家族と事業者の協議により定めます。

16. 苦情の受付について

サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口で受け付けております。

ご利用者及びそのご家族等の要望にお応えできるよう迅速に対応致します。

●当事業所の責任者は 岡田 和秀 です。

相談窓口	担当者	受付時間	電話
ファミリーナース 小田急相模原	岡田 和秀	09:00~18:00	TEL : 042-705-2298

行政機関その他苦情受付機関

相談窓口	電話
神奈川県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	TEL : 045-329-3474
神奈川県医療安全相談センター	TEL : 045-210-4895
相模原市医療安全相談窓口	TEL : 042-769-9242

17. 損害賠償について

事業者は、サービス提供にあたってご利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

18. 虐待防止に関する事項

事業者は、ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

19. ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合は サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

(叩く・蹴る・噛みつく等の暴力行為。怒鳴る・叫ぶ・大声を出す・暴言等の威嚇行為。身体を押さえつける・性的な発言をする・必要なく身体に触る・恥部の露出等のわいせつ行為)

20. 身分証の携行

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者またはご家族から、その提示を求められた際には、身分証を提示します。

21. その他

- ① 職員が、お茶・お菓子・お礼等の品物を受け取ることは、事業所として禁止しています。
- ② 貴重品・金銭の管理は、ご利用者、ご家族で行って下さい。

また、職員が出入りをする場所には保管しないようお願い致します。

- ③ 大切なペットの安全を守るためにも、ゲージに入れる等のご協力をお願いします。職員がペットに噛まれた場合等の危害を加えられた際には、治療費のご相談をさせて頂く場合があります。

個人情報の取り扱いについて

当事業所では、利用者様の個人情報を以下のように取扱います。
下記の内容をご確認頂き、同意の上、訪問看護を申し込み頂きますようお願い申し上げます。

1. 利用の目的

- 1) 利用者様への適切な医療サービスの提供のため
- 2) 病院事務・管理を適切に行うため
- 3) 法令・行政上の業務への対応のため
- 4) 保険請求業務のため
- 5) ご家族への病状説明のため

以上の目的以外で利用者様の情報を利用する場合、利用者様ご本人に個別理由を説明し同意を得た上で行うものとします。ただし、緊急の場合等、当事業所が必要であると判断した場合は、利用を優先し、後ほどご説明させていただきます。

2. 個人情報の第三者提供について

利用者の個人情報は、あらかじめ利用者様の同意を頂くことなく、外部に提供する事はありません。ただし、以下の利用目的に該当する場合は、利用者様から徳にお申し出がない限り、医療サービスを提供する為の通常業務として必要な範囲において、利用者様の個人情報を第三者に提供する事がございます。

- 1) 医療の提供のため、他の医療機関等との連携を図ること
- 2) 医療の提供のため、外部の医師等の意見・助言を求めること
- 3) 医療の提供のため、他の医療機関等からの照合あった場合
応じること
- 4) 利用者様への医療の提供に際して、ご家族等への病状の説明を行うこと

3. 利用者様の権利

当事業所の管理する個人情報については、利用者様ご本人により開示請求・訂正・削除・利用停止等を求めることが可能です。

＝個人情報取り扱いに関する禁止内容＝

* 電話など取り扱いをしない相手などを記載する

